

## 「働き方改革」等に関する協力要請を県内の主要な労使団体等に行いました



(栃木県経営者協会の青木会長に協力要請する堀江労働局長)



(日本労働組合総連合会栃木県連合会の加藤会長に協力要請する堀江労働局長)



(栃木県労働基準協会連合会の藤澤会長に協力要請する堀江労働局長)

栃木労働局では1月20日に労働局長を本部長、労働基準部長を副本部長とする「働き方改革」推進本部(※1)を立ち上げたところですが、これを受けて2月に

※1 記者発表記事については以下のURLを参照してください。

[http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/houdou/ki\\_jun/270120\\_kantokuka.pdf](http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/houdou/ki_jun/270120_kantokuka.pdf)

県内の主要な労使団体等に対して「働き方改革」等に向けた協力要請を行いました。

2月6日には栃木県経営者協会の青木会長と栃木県労働基準協会連合会の藤澤会長に、10日には日本労働組合総連合会栃木県連合会の加藤会長にそれぞれ堀江労働局長が「働き方改革」等に関する協力要請を行いました。

12日には栃木県経済同友会の桑名専務、栃木県商工会連合会の稲葉専務理事、栃木県商工会議所連合会の佐藤専務理事、栃木県中小企業団体中央会の小林事務局長、栃木県社会保険労務士会の藤沼会長、一般社団法人栃木県建設業協会の渡邊会長に、13日には、栃木県トラック協会の松本専務にそれぞれ小野里労働基準部長が協力要請を行いました。

今回の要請においては、一般社団法人栃木県建設業協会と栃木県トラック協会の要請を除く各団体に対し、「働き方改革」推進本部の構成メンバーでもある栃木県にも要請の同行をお願いし、ご協力をいただきました。



(左から) 栃木県中小企業団体中央会小林事務局長、栃木県商工会議所連合会佐藤専務理事、栃木県商工会連合会稲葉専務理事にそれぞれ協力要請する小野里労働基準部長)

今回の要請では、「働き方改革」で言われている長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進等を中心に要請をするとともに、この要請に併せて女性の活躍促進（ポジティブ・アクションの推進）や正社員雇用の拡大や雇用管理改善及び職場環境の向上に取り組みによる地域の活性化や労働災害防止とりわけ転倒災害防止等についても要請したところです。

栃木労働局では今後とも働き方改革の普及・推進に努めてまいります。



(栃木県経済同友会の桑名専務に協力要請する小野里労働基準部長)



(栃木県トラック協会の松本専務に協力要請する小野里労働基準部長)



(栃木県社会保険労務士会の藤沼会長に協力要請する小野里労働基準部長)



(一般社団法人栃木県建設業協会の渡邊会長に協力要請する小野里労働基準部長)